

※この法令は廃止されています。  
平成二十七年人事院規則九一―三九

人事院規則九一―三九（平成二十六年改正  
法附則第七條の規定による俸給）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等  
の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五  
五号）に基づき、平成二十六年改正法附則第七條の  
規定による俸給に關し次の人事院規則を制定す  
る。

（趣旨）

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に關す  
る法律等の一部を改正する法律（平成二十六年  
法律第五五号。以下「平成二十六年改正法」と  
いう。）附則第七條の規定による俸給に關し必  
要な事項を定めるものとする。  
（平成二十六年改正法附則第七條第一項の人事  
院規則で定める職員）

第二条 平成二十六年改正法附則第七條第一項の  
人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員と  
する。

- 一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」と  
いう。）以降に初任給基準異動（俸給表の適  
用を異にしない規則九一―八（初任給、昇格、  
昇給等の基準）別表第二に定める初任給基準  
表に異なる初任給の定めがある他の職種に属  
する職務への異動をいう。次条第一項第一号  
において同じ。）をした職員
- 二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一  
の俸給表の下の職務の級に変更することを入  
う。次条第一項第二号において同じ。）をし  
た職員
- 三 切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職  
務の級の下の号俸に変更すること（指定職  
俸給表の適用を受ける職員の号俸を同表の下  
位の号俸に変更することを含む。）をいう。  
次条第一項第二号において同じ。）をした職  
員
- 四 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次  
条第一項第三号において「休職等期間」とい  
う。）がある職員であつて、切替日以降に当  
該休職等期間を含む期間に係る復職時調整  
（規則九一―八第四四條、育児休業法第九條、  
官民人事交流法第十八條第一項、法科大学院  
派遣法第二十二條第一項、自己啓発等休業法第  
七條、福島復興再生特別措置法（平成二十四  
年法律第二十五号）第四十八條の十一第一  
項、配偶者同行休業法第八條、平成三十二年

オリンピック・パラリンピック特措法第二十  
五條第一項又は平成三十一年ラグビーワール  
ドカップ特措法第十二條第一項の規定による  
号俸の調整をいう。次条第一項第三号におい  
て同じ。）をされたもの

イ 法第七十九條の規定により休職にされて  
いた期間  
ロ 法第八八條の六第一項ただし書に規定す  
る許可を受けていた期間  
ハ 派遣法第二條第一項の規定により派遣さ  
れていた期間

ニ 育児休業法第三條第一項の規定により育  
児休業をしていた期間  
ホ 勤務時間法第十六條に規定する病気休暇  
又は介護休暇の承認を受けていた期間  
ヘ 官民人事交流法第二條第三項に規定する  
交流派遣をされていた期間  
ト 法科大学院派遣法第十一條第一項の規定  
により派遣されていた期間

チ 自己啓発等休業法第二條第五項に規定す  
る自己啓発等休業をしていた期間  
リ 配偶者同行休業法第二條第四項に規定す  
る配偶者同行休業法第二條第四項に規定す  
る期間

五 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業  
法第十二條第一項又は第二十二條の規定によ  
る勤務をいう。次条第一項第四号において同  
じ。）を開始し、又は終了した職員

六 切替日以降に再任用職員異動（法第八十一  
條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規  
定により採用された職員について行う勤務時  
間法第五條の規定により定められた一週間当  
たりの勤務時間が異なる他の官職への異動を  
いう。次条第一項第五号において同じ。）を  
した職員

七 切替日以降に人事院の承認を得てその号俸  
を決定された職員（人事院の定めるこれに準  
ずる職員を含む。）

（平成二十六年改正法附則第七條第二項の規定  
による俸給の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き俸給表の適用  
を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に  
掲げる場合に該当することとなった職員（当該  
各号の二以上の号に掲げる場合に該当すること  
となった職員（次項において「複数事由該当職  
員」という。）を除く。）であつて、その者の受  
ける俸給月額が当該各号の区分に応じ当該各号  
に定める額に達しないこととなるものには、そ

の差額に相当する額（特定職員（平成二十六年  
改正法附則第七條第一項に規定する特定職員を  
いう。以下この条及び次条第一項において同  
じ。）にあつては、五十五歳に達した日後にお  
ける最初の四月一日（特定職員以外の者が五十  
五歳に達した日後における最初の四月一日後に  
特定職員となった場合にあっては、特定職員と  
なった日。次項及び次条第一項において同じ。）  
以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た  
額）を、平成二十六年改正法附則第七條第二項  
の規定による俸給として支給する。

一 俸給表の適用を異にする異動又は初任給基  
準異動をした場合（指定職俸給表の適用を受  
けることとなった場合及び第六号に掲げる場  
合を除く。）切替日の前日に当該異動があつ  
たものとした場合（切替日以降にこれらの異  
動が二回以上あつた場合にあっては、切替日  
の前日にそれらの異動が順次あつたものとし  
た場合）に同日において受けることとなる俸  
給月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除  
く。）又は降号をした場合（切替日の前日に  
おいてその者が受けていた俸給月額に相当す  
る額から、当該降格又は降号をした日に当該  
降格又は降号がないものとした場合に同日に  
受けることとなる号俸に対応する俸給月額に  
相当する額と当該降格又は降号後に受けるこ  
ととなる号俸に対応する俸給月額との差額に  
相当する額（降格又は降号を二回以上した場  
合にあつては、それぞれの当該差額に相当す  
る額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に  
係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げ  
る場合を除く。）切替日の前日に復職時調整  
をされたものとした場合に同日において受け  
ることとなる俸給月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した  
場合（次に掲げる職員の区分に応じ、次に定  
める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成  
二十六年改正法第二條の規定による改正前  
の給与法（次号において「改正前の給与  
法」という。）別表第一から別表第十一ま  
での俸給表、平成二十六年改正法第五條の  
規定による改正前の任期付研究員法第六條  
第一項若しくは第二項の俸給表又は平成二  
十六年改正法第七條の規定による改正前の

任期付職員法第七條第一項の俸給表に掲げ  
る俸給月額のうち、切替日の前日にその者  
が受けていた号俸に達した額（同日に任期  
付研究員法第六條第四項又は任期付職員法  
第七條第三項の規定の適用を受けていた職  
員にあっては、同日にその者が受けていた  
これらの規定による俸給月額。ロにおいて  
「切替前俸給表による俸給月額」という。）  
に、育児休業法第十七條（育児休業法第二  
十二條において準用する場合を含む。）の  
規定により読み替えられた勤務時間法第五  
條第一項ただし書の規定により定められた  
その者の勤務時間を同項本文に規定する勤  
務時間で除して得た数乗じて得た額（そ  
の額に一円未満の端数があるときは、その  
端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに  
掲げる職員を除く。）切替前俸給表による  
俸給月額  
五 再任用職員異動をした場合（次に掲げる職  
員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務  
を要する官職を占める職員 改正前の給与  
法別表第一から別表第十までの俸給表の再  
任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、切  
替日の前日にその者が属していた職務の級  
に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用  
俸給月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第八十  
一條の五第一項に規定する短時間勤務の官  
職を占める職員 切替前の再任用俸給月額  
に、勤務時間法第五條第二項の規定により  
定められたその者の当該再任用職員異動後  
における勤務時間を同条第一項に規定する  
勤務時間で除して得た数乗じて得た額  
（その額に一円未満の端数があるときは、  
その端数を切り捨てた額）

六 人事院の承認を得てその号俸を決定された  
場合又は人事院の定めるこれに準ずる場合  
人事院の定める額

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受  
ける職員のうち、複数事由当該職員であつて、  
その者の受ける俸給月額が人事院の定める額に  
達しないこととなるものには、その差額に相当  
する額（特定職員にあっては、五十五歳に達し  
た日後における最初の四月一日以後、当該額に  
百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二

十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給として支給する。

(平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給の支給)

**第四条** 人事交流等職員(切替日以降に、俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事院の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に俸給表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を、平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給として支給する。

**2** 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給の額に相当する額を、同条第三項の規定による俸給として支給する。

(端数計算)

**第五条** 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額に一口未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

**第六条** 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があ

るときは、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

**附 則 抄**

(施行期日)

**1** この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二十七年六月二四日人事院規則一六六)**

**則一六六**

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

**附 則 (平成二十九年五月一九日人事院規則一七〇)**

**則一七〇**

(施行期日)

**1** この規則は、公布の日から施行する。